

29核管東第 058 号  
平成 29 年 7 月 5 日

原子力規制委員会原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

公益財団法人核物質管理センター  
東海保障措置センター  
所 長 小林 功

東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画の軽易な変更について

標記の件について、原子力規制庁の組織変更に伴い、東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画の「緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図」の一部を下記のとおり変更しますのでご連絡致します。

記

変更箇所と内容

1. 別図-3「緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図」の
  - (1)「原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会）」を「原子力規制委員会（原子力規制庁緊急事案対策室）」に変更する。
  - (2)「茨城地方放射線モニタリング対策官」を「上席放射線防災専門官（東海・大洗原子力規制事務所）」に変更する。
  - (3)「原子力規制庁放射線対策・保障措置課保障措置室」を「原子力規制庁放射線防護企画課保障措置室」に変更する。
2. 別図-4「運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図」の
  - (1)「原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会）」を「原子力規制委員会（原子力規制庁緊急事案対策室）」に変更する。
  - (2)「原子力規制庁放射線対策・保障措置課保障措置室」を「原子力規制庁放射線防護企画課保障措置室」に変更する。

以上

添付資料

東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画変更箇所の新旧対照表

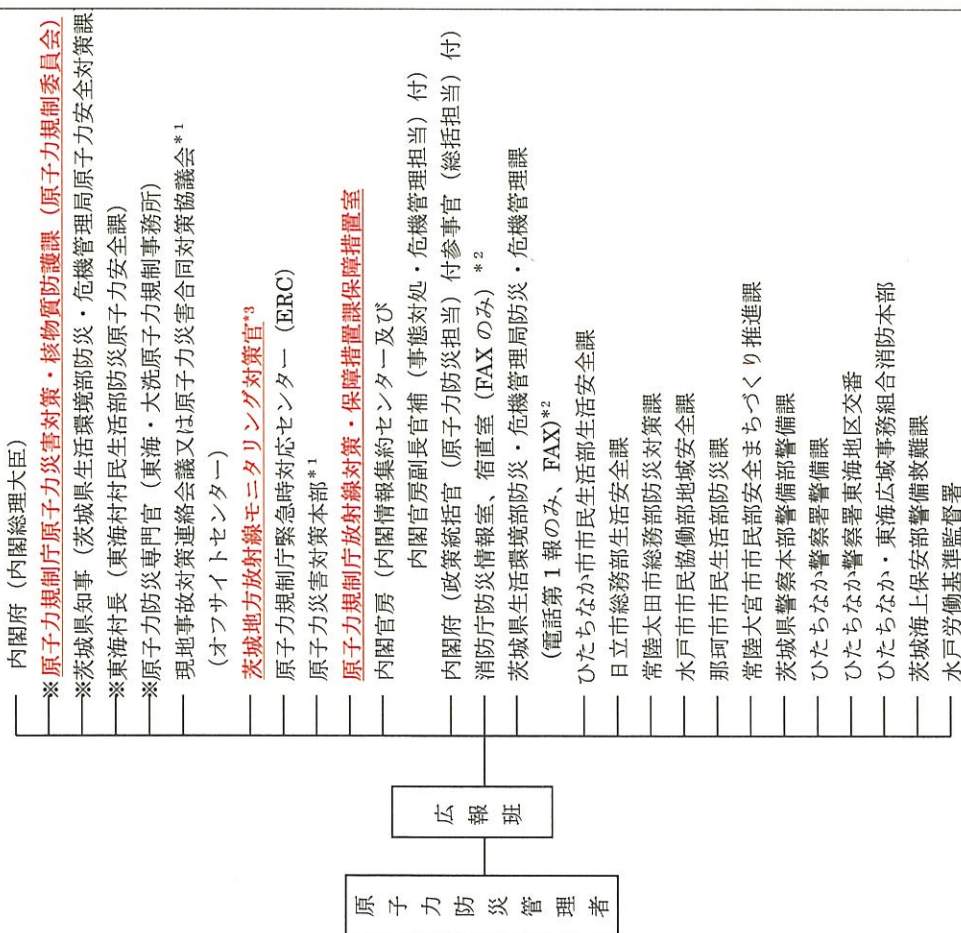
変更前

変更後

変更理由等

別図-3

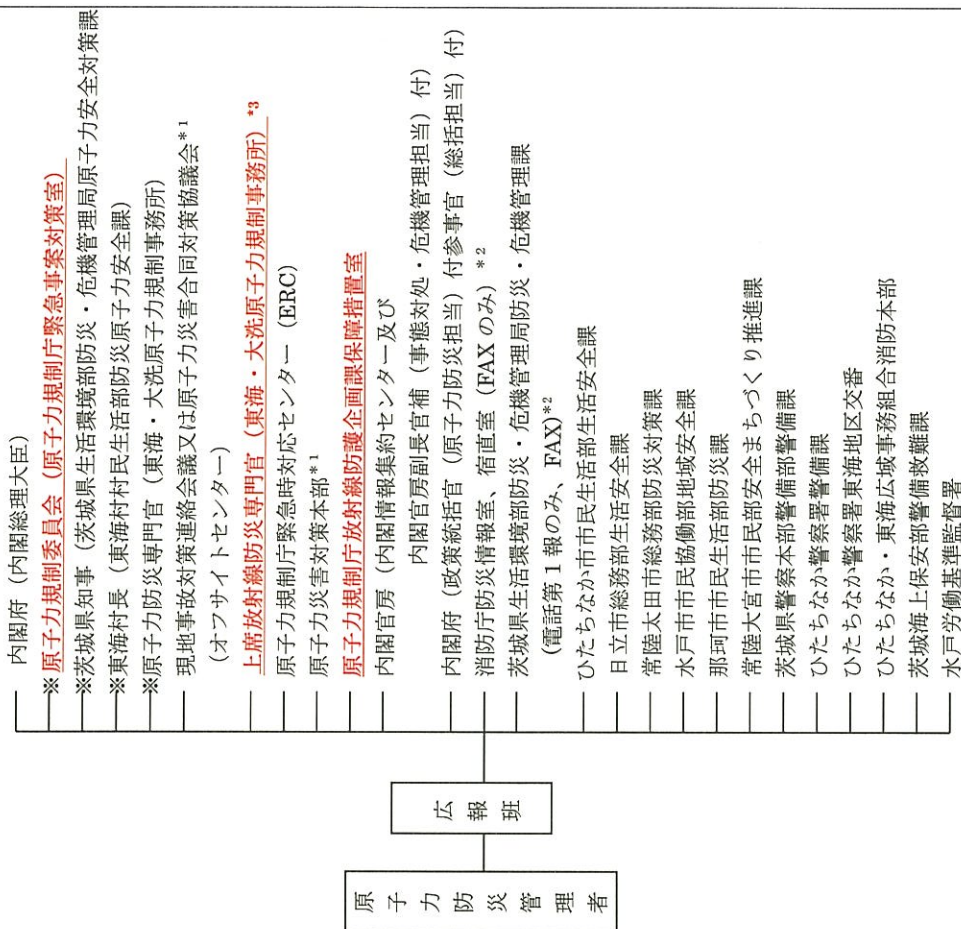
緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図



- 注1 \*1: 原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先
- 注2 広報班からの通報連絡は、FAX で送信後、電話による確認を行う。  
なお、\*2 については括弧書きに従う。
- 注3 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先 (事象に応じて通報・連絡先を上記より追加)
- 注4 \*3: 施設敷地緊急事態 (15 条) が発生した場合の通報・連絡先

別図-3

緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図



- 注1 \*1: 原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先
- 注2 広報班からの通報連絡は、FAX で送信後、電話による確認を行う。  
なお、\*2 については括弧書きに従う。
- 注3 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先 (事象に応じて通報・連絡先を上記より追加)
- 注4 \*3: 施設敷地緊急事態 (10 条) 及び全面緊急事態 (15 条) が発生した場合の通報・連絡先

東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画変更箇所の新旧対照表

変更前	変更後	変更理由等
<p>別図-4</p> <p>運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図</p>	<p>別図-4</p> <p>運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図</p>	<p>別図-4</p> <p>注1 *1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先                  注2 茨城県内運搬時の対象発生に係る広報班からの連絡先は別図-3による。                  注3 運搬実施責任者からの第1報は電話による。                  注4 広報班からの通報連絡は、FAX で送信後、電話による確認を行う。                  注5 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先 (事象に応じて通報・連絡先を上記より追加)</p>
<p>別図-4</p> <p>運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図</p>	<p>別図-4</p> <p>運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図</p>	<p>別図-4</p> <p>注1 *1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先                  注2 茨城県内運搬時の対象発生に係る広報班からの連絡先は別図-3による。                  注3 運搬実施責任者からの第1報は電話による。                  注4 広報班からの通報連絡は、FAX で送信後、電話による確認を行う。                  注5 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先 (事象に応じて通報・連絡先を上記より追加)</p>